

電子的診療情報連携体制整備加算（医療DX強化推進体制整備加算は廃止）

- ①オンライン請求を行っています。
- ②窓口で診療報酬の明細書を無償で交付しています。
- ③オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④3か月前のレセプト件数のベースマイナ保険証利用率が30%以上です。
- ⑤医師が、電子資格確認を利用して所得した診療情報を、診療を行う診察室にて閲覧または活用できる体制を有しています。
- ⑥マイナポータルの医療情報等に基づき、患者からの健康管理に係る相談に応じています。
- ⑦医療DX推進の体制に関する事項を及び、質の高い診療を実施するための十分な情報を所得し、及び活用して診療を行うことについて、当院の見やすい場所及び、ホームページに掲示しています。
- ⑧国のガイドラインに準拠した、安全な情報セキュリティ体制を構築しています。

上記に伴い下記加算を算定します。

・電子的診療情報連携体制加算3（初診時月1回） 4点

・電子的診療情報連携体制加算3（再診時月1回） 2点

ベースアップ評価料(Ⅰ)（令和7年4月より算定開始）

外来医療又は在宅医療を実施している医療機関(医科)において、勤務する職員の賃金の改善を実施している場合の評価加算を算定いたします。

令和8年改定前からベースアップ評価料の届出をしていた医療機関

・初診料(1日につき1回) 17点

・再診料(1日につき1回) 4点

- ①外来医療または在宅医療を実施している保険医療機関です。
- ②主として当該保険医療機関に勤務する職員(医師除く)が対象です。
- ③「賃金改善計画書」を提出し、定期的に「賃金改善実績報告書(または中間報告書)」を地方厚生(支)局長へ報告します。
- ④原則として「ベースアップ評価料の算定開始月」から賃金改善を実施し、算定している月は継続し実施します。
- ⑤労働基準法等の関係法令を厳守しています。